

加須市保存樹木の指定について

保存樹木候補一覧

No.	地域	所在地	種類	幹の周囲	所有者(管理者)の氏名	住 所	備 考
1	騎西	牛重1191-1	アカマツ	250	cm 小坂 裕	牛重1191-1	

<参考>

保存樹木指定状況(令和5年度末現在)

	個人	寺社・公共施設	計
加須	12	16	28
騎西	10	21	31
北川辺	5	6	11
大利根	1	4	5
計	28	47	75

保存樹木指定台帳(令和5年度末現在)

指定 番号	地域	指定 年月日	所在地	種類	幹の周囲	備考
2	騎西	H18.9.29	道地1216	クヌギ	251 cm	個人
3		H18.9.29	道地541	ケヤキ	291 cm	個人
4		H18.9.29	中ノ目686	イトヒバ	193・128 cm	個人
6		H18.9.29	芋茎927-7	イトヒバ	301 cm	個人
7		H18.9.29	日出安938	イトヒバ	285 cm	個人
8		H18.9.29	戸崎1130	ケヤキ	261 cm	個人
9		H18.9.29	戸崎309-6	ヤマモモ	259 cm	個人
22		H18.9.29	騎西1156(善応寺)	シラカシ	250 cm	神社仏閣
23		H18.9.29	騎西1404-6(大英寺)	イチョウ	315 cm	神社仏閣
24		H18.9.29	下崎1715(氷川神社)	イチョウ	273 cm	神社仏閣
25		H18.9.29	下崎1754(西円寺)	イチョウ	341 cm	神社仏閣
26		H18.9.29	上崎2402(雷電神社)	イチョウ	305 cm	神社仏閣
27		H18.9.29	上崎2402(雷電神社)	シイ	252 cm	神社仏閣
28		H18.9.29	道地1503(稻荷神社)	イチョウ	250 cm	神社仏閣
30		H18.9.29	西ノ谷114(久伊豆神社)	ケヤキ	245・173 cm	神社仏閣
31		H18.9.29	牛重1629(万福寺)	イチョウ	297 cm	神社仏閣・35と同一所有者
33		H18.9.29	上高柳52(諏訪神社)	シイ	295 cm	神社仏閣
34		H18.9.29	上高柳52(諏訪神社)	エノキ	252 cm	神社仏閣
35		H18.9.29	正能116(龍花院)	シイ	293 cm	神社仏閣・31と同一所有者
37		H19.3.1	騎西540-4(玉敷公園)	クスノキ	212・149・155・79 cm	公共施設
38		H19.3.1	騎西540-4(玉敷公園)	ケヤキ	250 cm	公共施設
39		H19.3.1	騎西535-1(玉敷公園)	クスノキ	418 cm	公共施設
40		H19.3.1	騎西535-1(玉敷公園)	クスノキ	370 cm	公共施設
41		H19.3.1	騎西535-1(玉敷公園)	ソメイヨシノ	164・150・113 cm	公共施設
42		H19.3.1	騎西535-1(玉敷公園)	ケヤキ	269 cm	公共施設
43		H19.3.1	騎西535-1(玉敷公園)	ケヤキ	268 cm	公共施設
44		H19.3.1	内田ヶ谷447-3(田ヶ谷小学校)	クスノキ	332 cm	公共施設
45		H19.3.1	中種足123(種足小学校)	カヤ	200.6 cm	公共施設
48		H27.10.1	中種足3342番1	ケヤキ	262 cm	個人
49		H27.10.1	中種足3342番1	ケヤキ	250 cm	個人
50	加須	H27.10.1	北小浜95番	シイ	251 cm	個人
51		H27.10.1	南篠崎795番1	クスノキ	282 cm	個人
52		H27.10.1	上樋遣川5324番(稻荷社)	イチョウ	295 cm	神社仏閣
53		H27.10.1	上樋遣川5324番(稻荷社)	イチョウ	250 cm	神社仏閣
54		H27.10.1	上樋遣川5112番1(八坂神社)	イチョウ	313 cm	神社仏閣
55		H27.10.1	北篠崎172番地(熊野白山合殿社)	ケヤキ	261 cm	神社仏閣
56	加須	H27.10.1	川口993番1(神明社)	イチョウ	250 cm	神社仏閣
57		H27.10.1	中央2丁目582番地(千方神社)	ケヤキ	340 cm	神社仏閣
58		H27.10.1	中央2丁目582番地(千方神社)	イチョウ	260 cm	神社仏閣
59		H27.10.1	中央2丁目582番地(千方神社)	カエデ	310 cm	神社仏閣
60		H27.10.1	中央2丁目582番地(千方神社)	ケヤキ	251 cm	神社仏閣

保存樹木指定台帳(令和5年度末現在)

指定 番号	地域	指定 年月日	所在地	種類	幹の周囲	備考
61	加須	H27.10.1	睦町2丁目7番49(八幡社)	イチョウ	267 cm	神社仏閣
62		H27.10.1	睦町2丁目7番49(八幡社)	イチョウ	119・178 cm	神社仏閣
63		H27.10.1	睦町2丁目7番49(八幡社)	イチョウ	264 cm	神社仏閣
64		H27.10.1	睦町2丁目7番49(八幡社)	イチョウ	256 cm	神社仏閣
65		H27.10.1	久下2丁目10番8(鷲宮神社)	サクラ	250 cm	神社仏閣
66		H27.10.1	久下2丁目10番8(鷲宮神社)	イチョウ	308 cm	神社仏閣
84	北川辺	H27.10.1	麦倉2145番地	ケヤキ	270 cm	個人
85		H27.10.1	栄173番地	クスノキ	300 cm	個人
86		H27.10.1	栄173番地	クスノキ	400 cm	個人
87		H27.10.1	栄173番地	モッコク	250 cm	個人
88		H27.10.1	柳生2439番4(柳生鷲神社)	ケヤキ	280 cm	神社仏閣
90		H27.10.1	柳生2439番4(柳生鷲神社)	エノキ	280 cm	神社仏閣
91		H27.10.1	柳生2439番4(柳生鷲神社)	エノキ	370 cm	神社仏閣
92		H27.10.1	柳生2439番4(柳生鷲神社)	イチョウ	340 cm	神社仏閣
93		H27.10.1	柳生2439番4(柳生鷲神社)	イチョウ	340 cm	神社仏閣
94		H27.10.1	柳生2439番4(柳生鷲神社)	カヤ	270 cm	神社仏閣
95	大利根	H27.10.1	旗井556番2(旗井神社)	ケヤキ	290 cm	神社仏閣
96		H27.10.1	佐波153番1(佐波鷲神社)	イチョウ	260 cm	神社仏閣
97		H27.10.1	北平野366番1(稻荷神社)	イチョウ	450 cm	神社仏閣
98		H27.10.1	北大桑605番3(香取神社)	イチョウ	590 cm	神社仏閣
82	加須	H27.10.1	北篠崎172番地(熊野白山合殿社)	イチョウ	265 cm	神社仏閣
83		H28.10.1	東栄二丁目1110番1	クロマツ	292 cm	個人
84		H28.10.1	礼羽269番	クロマツ	338 cm	個人
103	大利根	H28.10.1	外記新田156番	エノキ	314 cm	個人
104	加須	H29.9.30	多門寺815番	カシ	263 cm	個人
105		H29.9.30	多門寺815番	ケヤキ	314 cm	個人
106		H29.9.30	多門寺815番	ケヤキ	250 cm	個人
107		H29.9.30	多門寺815番	ケヤキ	252 cm	個人
108		H29.9.30	多門寺815番	ケヤキ	260 cm	個人
109		H29.9.30	多門寺815番	カシ	254 cm	個人
110		H29.9.30	多門寺815番	スギ	286 cm	個人
111	北川辺	H29.9.30	栄173番地	クスノキ	283 cm	個人
113	加須	R1.9.20	不動岡1972番地1	ケヤキ	260.0 cm	個人
114	騎西	R2.9.30	牛重354番地イ号	クスノキ	416 cm	個人

樹木合計 75

(別記様式)

保存樹木等の指定に係る調査書

調査員	所 属	環境安全部環境政策課
	職・氏名	主事補・飛田 翔太
調査年月日		令和6年5月14日
所有者	住 所	牛重1191-1
	氏 名	小坂 裕
管理者	住 所	牛重1191-1
	氏 名	小坂 裕
樹木等所在地		牛重1191-1
樹木・樹林の別		樹木
樹種 (樹林の場合は主な樹種)		アカマツ
幹周囲 (cm) (樹林の場合は面積)		250cm
指定基準の適否		(1) 樹形 適 (2) 幹周囲 適 (3) 観賞 適
備 考		

※現地写真を添付すること。



○加須市保存樹木等の指定に関する要綱

平成22年3月23日

告示第102号

(目的)

第1条 この要綱は、豊かな自然が市民にとってかけがえのないものであることから、保存すべき樹木及び樹林（以下「保存樹木等」という。）を指定することにより、自然の保護及び緑化の推進に資することを目的とする。

(保存樹木等の指定)

第2条 市長は、埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和54年埼玉県条例第10号）又は加須市文化財保護条例（平成22年加須市条例第106号）（以下これらを「県条例等」という。）の規定による指定がされていない樹木又は樹林であって、次に掲げる基準に該当するものを保存樹木等に指定することができる。

(1) 保存樹木

ア その樹木が健全で、樹形が良く、美観上優れているもの

イ 地上1.5メートルの高さにおける幹の周囲が2.5メートル以上のもの。ただし、地上1.5メートルの位置において幹が複数に分かれている樹木については、それぞれの幹の周囲の合計が2.5メートル以上であり、そのうちの主な幹の周囲が1.5メートル以上のもの

ウ 地域住民に親しまれ、自由に鑑賞可能なもの

(2) 保存樹林

ア 特徴ある景観を有し、その集団に属する樹木が健全に成育しているもの

イ その面積が、1,000平方メートル以上のもの

2 市長は、前項の指定に当たり、加須市環境審議会に諮問するものとする。

3 市長は、前項の規定による諮問の結果、指定が適当と認められたときは、保存樹木等指定承諾書（様式第1号）により、当該保存樹木等の所有者及び管理者（以下「所有者等」という。）の承諾を得るものとする。

4 市長は、前項の承諾を得たときは、当該樹木等を保存樹木等に指定し、保存樹木等指定通知書（様式第2号）により、所有者等に指定した旨を通知するとともに、当該保存樹木等の保全に努めるよう指導助言を行うものとする。

5 市長は、前項に規定する指定をしたときは、樹木等保全協定書（様式第3号）により、保存樹木等に関する協定を所有者等と締結するとともに、当該保存樹木等の保全に努めるよう助言指導を行うものとする。

（平成22告示200・平成27告示113・一部改正）

（指定の解除）

第3条 市長は、保存樹木等が次の各号のいずれかに該当したときは、当該保存樹木等の指定を解除するものとする。

（1） 滅失、枯死、毀損等により、前条第1項各号の基準に該当しなくなったとき。

（2） 県条例等の規定により新たに指定を受けたとき。

（3） 所有者等から指定の解除の申出があったとき。

2 市長は、保存樹木等の指定を解除しようとするときは、保存樹木等指定解除通知書（様式第4号）により、所有者等にその旨を通知するものとする。

3 所有者等は、保存樹木等の指定の解除を申し出ようとするときは、保存樹木等指定解除申出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（平成27告示113・一部改正）

（標識の設置）

第4条 市長は、第2条の規定により指定した保存樹木等には、これを表示する標識（様式第6号）を見やすい場所に設置するものとする。

（平成27告示113・一部改正）

（保存の努力義務）

第5条 保存樹木等の所有者等は、保存樹木等について枯損の防止等その保存に努めなければならない。

（滅失等の届出）

第6条 所有者等は、保存樹木等が滅失し、枯死し、若しくは毀損したとき、

又は保存樹木等を譲渡しようとするときは、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる様式により市長に届け出るものとする。

(1) 保存樹木等が滅失し、枯死し、又は毀損したとき。 保存樹木等（滅失・枯死・毀損）届（様式第7条）

(2) 保存樹木等を他に譲渡しようとするとき。 保存樹木等所有者変更届（様式第8号）

（平成27告示113・一部改正）

（台帳の作成）

第7条 市長は、保存樹木等の指定をしたときは、保存樹木等指定台帳（様式第9号）に必要事項を記載するものとする。

（平成27告示113・一部改正）

（奨励金の交付）

第8条 市長は、保存樹木等の所有者等に奨励金を交付するものとし、その額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる基準額の範囲内において市長が定める額とする。

(1) 樹木 1本当たり 年3,000円

(2) 樹林 1平方メートル当たり 年10円

2 奨励金の交付時期は、当該年度末とし、年度の途中で保存樹木等として指定し、又はその指定を解除し、若しくは変更したときも奨励金を交付する。ただし、当該年度において、その指定期間が6箇月未満のときは、これを交付しない。

（奨励金の適用除外）

第9条 指定した保存樹木等の所有者等が、国又は地方公共団体の場合は、奨励金は交付しない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の騎西町保存樹木等の指定に関する規則（平成18年騎西町規則第14号）の規定によりなされた指定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(平成27告示113・旧第3項繰上・一部改正)

附 則（平成22年告示第200号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年告示第113号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年告示第78号）

(施行期日)

1 この告示は、平成28年3月19日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年告示第117号）

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。